

土砂災害対策の進捗（効果検証）について

大阪府都市整備部 河川室
2016/7/5

審議内容について

平成27年第3回土砂災害対策審議会(平成27年12月11日) 資料より
土砂災害防止法に基づく区域指定を基本とした土砂災害対策全体の進捗管理

土砂災害防止法区域指定 (H28.9完了予定)

土石流

母数：指定箇所数 (Y・R)
対象家屋数の把握

急傾斜地

母数：指定箇所数 (Y・R)
対象家屋数の把握

地すべり

母数：指定箇所数 (Y)
対象家屋数の把握

※土砂法区域指定による見直し

<逃げる> 警戒避難体制の整備

項目：地区単位ハザードマップ作成支援

進捗指標：完成マップ数
マップに含まれる箇所数

※継続して検討
府) 土砂災害警戒システムの更新
市町村) 対象箇所を絞り込んだ避難勧告の発令

<凌ぐ>

自らが行う特別警戒区域内の対策

項目：家屋移転および補強への助成

進捗指標：市町村の制度運用状況
住民への制度周知
移転および補強の実績

<防ぐ> 施設の整備

項目：土石流対策・急傾斜地崩壊対策

進捗指標：(対策実施箇所)
保全される家屋数 (Y内)
保全されるR内の家屋数 (参考)

両施策の合計によるR内家屋の対策
(解消) 進捗を管理

指標が個々のため、
総合的な土砂災害
対策の効果を表す指
標を検討

土砂災害対策の効果検証について

土砂災害防止法区域指定 (H28.9完了予定)

(イエロー) (レッド)
土砂災害警戒区域 Y : 8, 500箇所 内特別警戒区域 R : 7, 700箇所

基本的な考え方： 土砂災害による犠牲者ゼロの継続

⇒犠牲者ゼロ継続に最も効果的な「逃げる」指標をトータルマネジメント指標とする。

人命を守るために最も効果的である「逃げる」(ハザードマップ作成等)を基盤とし、「防ぐ」(施設整備)と「凌ぐ」(移転・補強)を合わせることで、土砂災害に強いまちづくりを目指す

逃げる ▶ 地域のリスクを知り、
避難行動の遅れを軽減
(ハザードマップ作成)

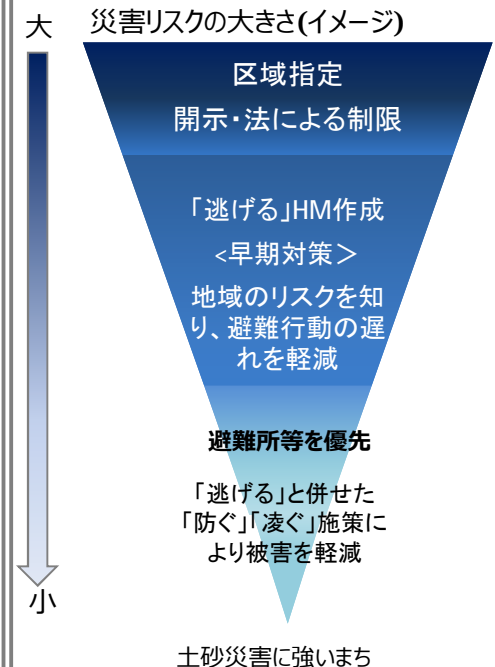
凌ぐ

・レッド内にある建物の移転・補強のための助成制度
・レッド内への新規開発抑制

8,500箇所からの避難

防ぐ
(土石流対策・急傾斜地崩壊対策)

・避難所・要配慮者利用施設等が含まれる地区の保全を優先



土砂災害対策の効果検証について

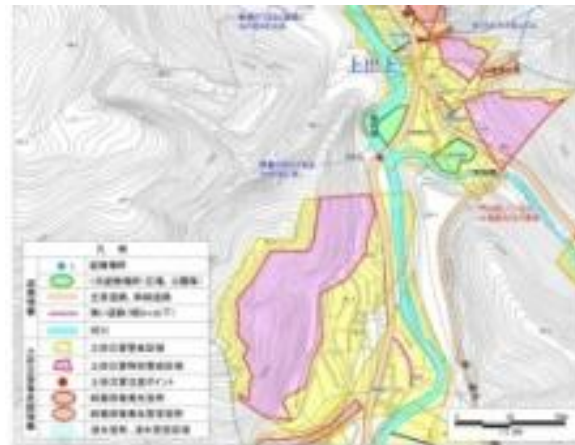
◆地域版ハザードマップ

避難行動意識向上、意識継続

☆地域版ハザードマップ作成支援などにより、警戒区域等からの避難・避難場所周知の徹底を図る。



住民参加のワークショップによる地区単位のハザードマップ作成



警戒区域の周知、避難所等を知る



避難訓練実施

◆地域版ハザードマップの効果

- ・避難所まで遠い地域は一次避難所を新たに設定。
- ・避難訓練を行い、要配慮者等地域の避難時間を認識。
- ・夜間避難訓練を行い、暗い避難路に照明灯を設置。

土砂災害対策の効果検証について

効果検証指標：「逃げる」施策を軸とした警戒区域に対する対策状況

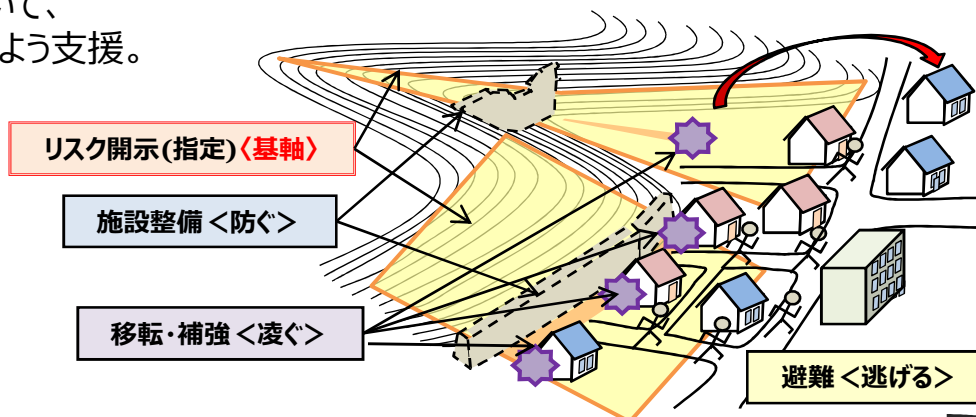
「逃げる」施策を軸とし、区域指定済箇所に対するハザードマップ作成箇所数を指標とする。
(区域指定により明確になった指定箇所について、警戒避難体制の整備が必要な箇所を把握した上で数値目標を設定。)

<逃げる> 地域版ハザードマップ作成支援などにより、警戒区域等からの避難・避難場所周知の徹底を図る。

- ・現在**24**市町村で作成している地域版ハザードマップについて、土砂災害からの危険を有する**33**市町村すべてにおいて、1地区以上作成できるよう支援。
- ・土砂災害特別警戒区域内に避難所・要配慮者利用施設を有する地域への周知を最優先に支援。
- ・住民に対して警戒避難等の周知が必要な箇所について、地域版ハザードマップ作成の計画を立て、達成できるよう支援。

<例>

	H27
作成市町村数	24/33(73%)
警戒区域箇所数	1,713/8,500(20%)



[参考：実績を公表]

<凌ぐ> 土砂災害特別警戒区域内にある居室を有する家屋についての被害軽減を図る。(H27年度より予算措置)
「逃げる」施策と合わせた整備を行い、より土砂災害から強いまちづくりを目指す。 ⇒ 助成制度運用活用支援(事業主体は市町村) ※助成制度の活用に向け、**H29**年度末までに土砂災害の危険のある全ての市町村で要綱が作成できるよう支援。

- ・要綱作成市町村数
(運用実績数：H27実績 除却1件)

<防ぐ> 重点化指標の見直しにより「逃げる」施策と合わせた整備を行う。
警戒区域【土石流、急傾斜】のうち、要対策箇所(※)について整備を行う。
※Aランク等の内、避難所や要配慮者利用施設等が含まれる箇所

- ・区域指定済箇所に対する施設設置箇所数